

令和6年度 事業計画

いのちを守る赤十字



【令和6年能登半島地震】被災地避難所で活動を行う救護班

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るために、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と聞く、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。



日本赤十字社の公式マスコットキャラクター
「ハートラちゃん」

5月8日の世界赤十字デーに誕生した日本赤十字社公式
マスコットキャラクター「ハートラちゃん」。
おでこの赤十字マーク、大きなハート型の耳、真っ白な
体に赤いしま模様がチャームポイントです。

目 次

- 01 令和6年度の基本方針
- 05 災害救護
- 09 國際活動
- 10 赤十字奉仕団
- 12 青少年赤十字
- 14 救急法などの講習
- 16 日赤活動資金の募集
- 21 医療事業
- 23 看護師養成
- 24 血液事業
- 26 社会福祉事業
- 28 事業実施体制の構築
- 30 一般会計歳入歳出予算



赤十字の誕生

スイス人の実業家アンリー・デュナンは、1859年、イタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノにおいて、4万人に及ぶ死傷者に遭遇します。

「傷ついた兵士はもはや兵士ではない、人間である。人間同士としてその尊い生命は救わなければならない。」との信念のもと、村人たちと協力して救護活動にあたりました。そして、この体験を『ソルフェリーノの思い出』という本にまとめ、以下の必要性を訴えました。

- ①戦場の負傷者と病人は敵味方の区別なく救護すること
- ②そのための救護団体を平時から各国に組織すること
- ③この目的のために国際的な条約を締結しておくこと

この思想がヨーロッパ各国に反響を呼び、1864年には、戦争犠牲者の保護・救済のためのジュネーブ条約が調印され、国際赤十字が誕生しました。



長野県支部の誕生

明治 10(1877)年、博愛社として設立された日本赤十字社は、各県に「支部」の設置に取り組みました。長野県では、明治 22(1889)年、県庁内に支部を設置し、その後、明治 32(1899)年には、現在の場所に事務所を建設し、赤十字思想の普及と事業拡大の拠点としました。



令和6年度の基本方針

日本赤十字社は令和9年に迎える創立150年に向かって、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という強い意志をもって、時代と共に変化する社会の課題やニーズに柔軟に対応し、赤十字の使命を果たし続けていくための目指す姿・行動指針・長期戦略を取りまとめた「日本赤十字社長期ビジョン」を令和元年10月に策定しました。この策定の趣旨は、長期ビジョンを全社的に共有し、全社一丸となって組織が進むべき方向性の集束・横断的な結束を高めるとともに、社内外への発信を通じて、広く国民一人ひとりの御理解・御協力・サポートを得ながら、更なる赤十字運動の推進を図るものです。

また、より具体的な取り組みや目標を整理した3年毎の中期事業計画を策定し、業務の遂行及び定期的なモニタリングを実施し、長期ビジョンの実現・達成を目指すこととしています。

日本赤十字社長野県支部では、令和5-7年度における「長期ビジョン第二次中期事業計画」を踏まえ、より多くの県民の皆様に御理解・御協力を願いし、各種の人道的事業に取り組んでまいります。

第1 第二次中期事業計画の策定方針

第二次中期事業計画は、3期9年にわたる中期計画の中間点であり、長期ビジョン達成への大きなステップと位置づけ、拡大する社会ニーズに対応した新たな施策に積極的にチャレンジするなど、赤十字事業の拡大の契機となることを目的とし、以下の方針に基づき事業を展開していきます。

方針1 赤十字グループが総力を挙げて達成する「共通目標」を設定することで、長期ビジョンで掲げる「人道支援の“要”」となることを目指す。

方針2 課題であった「選択と集中」を推進することで、赤十字の強みを最大限に發揮することを目指す。

方針3 第二次中期事業計画においては、「新興感染症への対応」及び「気候変動」を必須テーマとして設定することで、変化する社会課題に対応する。

第2 全社共通計画

近い将来に発生が予測されている国難級の大規模地震、気候変動により引き起こされる気象災害の頻発化など、来るべき未曾有の人道危機に備えるとともに、変化・多様化する人道支援ニーズに対応するため、日本赤十字社の総合力を発揮した災害時における人道支援活動を実施することを目指します。

1. 平時からの備え

大規模災害から人々のいのちを守り、その被害を最小限に抑えるためには、発災直後における救護活動の強化に向けた救護員の育成、日ごろからの防災・減災の取り組み、地域における繋がりづくりなどによる自助・共助の力を高めていくことが有効です。今後、想定される大規模地震や昨今多発する気象災害時の対応ができる救護員の能力の向上を図ることはもちろん、災害時における被災者支援を行う他団体との連携の推進に取り組みます。

また、日本赤十字社が展開する各事業、会員やボランティアをはじめとするステークホルダーの連携を促進し、地域コミュニティのレジリエンスの向上を図ります。

2. 発生後における被災者支援に向けて

災害時において、従来からの医療救護班の派遣による「保健・医療」の分野における活動についての対応強化に加え、ボランティア活動による「被災者支援」や「福祉」等の領域について、多様な団体と連携することにより活動の強化を図り、人道支援の要としての役割を担っていきます。

また、発災直後から復旧期における被災者支援に向けた救護体制の構築を目指すとともに、大規模災害時の輸血用血液製剤の安定需給の確保及び被災地における地域医療を維持するための事業継続計画の見直しを図り、いかなる状況下においても“いのちを守る”ための活動を続けていきます。

第3 変化する社会課題への対応

第一次中期事業計画において課題となった新たな社会課題への対応を推進するため、「新型コロナウイルス感染症への対応」と「気候変動の緩和と適応及び啓発の推進」を全社横断的なテーマとして掲げ、取り組んでいきます。

1. 新興感染症への対応

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症については、日々変化する感染状況に対して、全社を挙げて感染拡大防止対策に注力し、各赤十字事業を継続実施しています。世界レベルでの新興感染症のまん延という未曾有の事態への対応により得た知見・課題を踏まえ、新たな新興感染症への対応に向けた事業の対応強化を図っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新興感染症にかかる法案成立等に基づく必要な対応については、適宜本計画に反映していきます。

2. 気候変動の緩和と適応及び啓発の推進

自然災害は、年々、頻発化・広域化・激甚化の一途をたどっており、従前からの「適応」の強化はもちろんのこと、人道支援団体として気候変動の「緩和」に向けた取り組みを強化・推進していくことも重要な使命の一つであるため、新たに「緩和」、更には「啓発」への取り組みを開始します。

第4 各事業における重点取組事業

1. 救護・社会活動、社会福祉事業

救護・社会活動においては、救護活動、救急法等の講習事業、防災・減災活動、青少年事業、ボランティア活動、国際活動等多岐にわたる活動を展開しています。

全社共通計画等のほか、ウクライナでの紛争をはじめとする人道危機への対応、災害や感染症等の脅威に立ち向かうための自助・共助・公助が機能する地域づくりに向けた基盤強化の支援を行うとともに、そこから得た知見をもって、国際赤十字・赤新月社運動全体の強化に貢献します。

また、社会福祉事業においては、社会福祉施設における行政等と連携した豊かな地域づくりへの貢献を目指します。

2. 医療事業等

超少子高齢社会において生産年齢人口の減少に伴う医療ニーズの変化、人材確保・育成、働き方改革への対応、地域医療構想の推進、新興感染症への備え、医療のデジタル化など、外部環境が大きく変化することが見込まれています。

引き続き、地域において安心・安全な医療の提供に努めるとともに、広く社会に貢献できる質の高い看護師の養成を目指します。

3. 血液事業

国内唯一の採血事業者として、献血による血液の確保、献血血液の検査・製造、血液製剤の安定供給や安全対策、献血の啓発活動等に取り組むとともに、引き続き必要血液量の確保、安全な輸血用血液の供給に取り組みます。

第5 コーポレート部門

各事業を支えるコーポレート機能を充実させるため、国内外の「人道支援活動の“要”」としてのブランディング広報の強化をはじめ、職員の意識変革を促す施策の展開、全社的なリスク管理能力の向上やガバナンス強化に向けた監査機能を強化し、信頼される事業実施体制の構築を進めます。

第6 サステナブルな事業運営に向けた経営基盤の安定化

日本赤十字社の事業を取り巻く環境は刻々と変化しており、超少子高齢社会における人口構造の変化、医療保険制度の見直し（診療報酬改定・薬価改定）などの厳しい社会情勢下においても、継続して日本赤十字社の使命を果たすためには、運営基盤の安定化が必要であることから、会員、ボランティア等の支援者及び会費等の社資確保、並びに赤十字グループによる相互補助体制、ICT等の基盤整備等を強く推進します。

いのちを守る9つの事業

1 災害救護

地震・豪雨などの災害が発生した場合、医療救護班の派遣・救援物資の配布等さまざまな支援活動を行います。また、訓練・研修の実施や県民の防災・減災意識の向上を図ります。

2 国際活動

世界 191 の国や地域に広がる赤十字の一員として、ウクライナやイスラエル・ガザ地区の人道危機、アジア・大洋州諸国の給水・衛生災害対応支援等に取り組みます。

3 赤十字奉仕団

各市町村に組織される地域奉仕団、青年奉仕団、専門知識・技術を持つ特殊奉仕団が、県内各地で様々なボランティア活動に取り組んでいます。

4 青少年赤十字

関係機関と連携を取りながら、教育現場のニーズや事情に応じた青少年赤十字活動の展開に努めるとともに、各種行事等を通じて、JRC メンバー間の交流の促進を図ります。

5 救急法などの講習

赤十字講習会を一人でも多くの方に受講していただけるよう県内各地で開催し、健康・安全に関する知識と技術の普及に取り組んでいます。

6 医療事業

県内 6 つの赤十字病院は、地域において安心・安全で質の高い医療提供に努めています。また、災害時にはいち早く医師や看護師を被災地等へ派遣します。

7 看護師養成

諏訪赤十字看護専門学校では、赤十字理念の教育を通じ、豊かな人間性を育み、看護に関する幅広い能力を備えた救護看護師を養成しています。

8 血液事業

病気の治療などで輸血を必要とする人を救うため、献血を受け付け、献血血液の検査等を行い、安全な血液製剤を 24 時間体制で医療機関へお届けします。

9 社会福祉事業

松本赤十字乳児院では、家庭で養育することが困難な乳幼児をお預かりし、健やかに育てるとともに、地域の育児相談や親子交流事業などの子育て支援も行っています。

1

災害救護 -災害救護体制の充実・強化-



頻発化・激甚化する災害に対し、より質の高い災害救護活動が展開できるよう、令和6年能登半島地震をはじめ、これまでの災害経験や訓練を通して明らかになった課題等を検証し支部災害対策本部体制の強化及び地方自治体や各防災関係機関とのさらなる連携強化に努めます。

また、発災後の超急性期から中長期にわたり、医療救護班や日赤災害

医療コーディネートチームといった赤十字のグループ力及びネットワーク力を最大限に活用するため、災害対応能力の向上に資する研修や実災害を想定した訓練を実施とともに、ボランティアによる救護活動を推進する体制の強化を図り、効果的かつ効率的な災害救護の推進に努めます。

(1) 災害対策本部機能の強化

- ア 災害医療コーディネート体制の強化
- イ 行政や消防など防災関係機関との連携強化
- ウ 災害対策本部の運営に関する知識・技術の習熟



長野県支部に配備している国内型緊急対応ユニット(dERU)



国内型緊急対応ユニット (dERU : domestic Emergency Response Unit)

日本赤十字社が大規模地震対策強化地域に計画的かつ重点的に配備してきたもので、仮設診療所設備とそれを運ぶトラック・コンテナと医師・看護師など医療スタッフの総称です。

コンテナには麻酔、抗生物質などの医薬品、診察台、簡易ベッドなどを積載しています。

大規模災害が発生したときには、被災地で速やかな医療救援活動が展開できます。

(2) 各種訓練の実施

- ア 支部合同災害救護訓練の実施
- イ 県地震総合防災訓練及び県総合防災訓練への参加
- ウ 日本赤十字社第3ブロック支部合同災害救護訓練への参加

○主な訓練計画

主催	訓練名	時期	場所	参加者
長野県	県地震総合防災訓練	9月	県庁	支部職員・日赤災害医療コーディネートチーム
	県総合防災訓練	10月	東信	支部職員・医療救護班・赤十字奉仕団
支 部	支部合同災害救護訓練	10月	飯山市	支部職員・医療救護班・日赤災害医療コーディネートチーム・血液供給要員・赤十字奉仕団
第 3 ブロック	第3ブロック支部合同災害救護訓練	11月	静岡県	支部職員・医療救護班・日赤災害医療コーディネートチーム



支部合同災害救護訓練

過去の災害や訓練などを通して明らかになった課題を踏まえ、今後発生が危惧される大規模災害に備え、長野県支部管内施設が協力し、効果的かつ効率的な救護活動を展開できるよう支部災対本部要員、救護班等の技術・知識の標準化を図ることを目的として毎年実施しています。

(3) 各種研修の実施

- ア 「支部災害対策本部要員研修」の実施
- イ 「医療救護班研修」の実施
- ウ 「こころのケア研修」の実施
- エ 「救護員としての赤十字看護師研修」の実施
- オ 「防災ボランティア合同研修会」の実施
- カ 本社およびブロック主催研修会への参加



避難所で巡回診療をする医療救護班
(県総合防災訓練)



救護所で診療する医療救護班
(第3ブロック支部合同災害救護訓練)

○主な研修計画

主催	研修会名	時期	回数	場所	参加者
支部	支部災害対策本部要員研修	4月～	数回	支部	支部職員
	医療救護班研修	6月	1回	支部	支部職員 医療救護班
	こころのケア研修	6月	2回	長野赤十字病院 諏訪赤十字病院	支部職員 医療救護班等
	こころのケア指導者 スキルアップ研修	2月	1回	未定	こころのケア 指導者
	救護員としての赤十字看護師 研修	8月～9月	2回	長野赤十字病院 諏訪赤十字病院	看護師等
	救護員としての赤十字看護師 フォローアップ研修	12月	1回	未定	看護師等
	防災ボランティア合同研修	5月	1回	支部	防災ボランティア
第3 ブロック	全国赤十字救護班研修	未定	1回	未定	支部職員 医療救護班等
	原子力災害対応基礎研修	未定	1回	石川県	医療救護班等
	防災教育事業指導者 フォローアップ研修	未定	1回	未定	防災教育事業 主任指導者等
本社	日赤災害医療コーディネート 研修	未定	2回	本社	日赤災害医療コー ディネートチーム
	災害対策本部要員研修	上半期	1回	本社	支部職員
	こころのケア指導者養成研修	下半期	1回	本社	医療従事者及び 医療救護班等
	こころのケア指導者フォローアップ研修	下半期	1回	本社	こころのケア 指導者等
	防災教育事業主任指導者 研修	4月 下半期	2回	本社	防災教育事業 主任指導者
	防災ボランティアリーダー 養成研修	上半期	1回	本社	赤十字 ボランティア等

(4) 被災者支援団体との連携

災害中間支援組織や社会福祉協議会との連携強化

(5) 防災・減災思想の普及啓発

- ア 地域の防災・減災に役立つ研修会（防災セミナー）等の開催
- イ 企業との協働による防災・減災事業の実施

(6) 救護資機材等の整備

- ア 救援物資（タオルケット）
- イ 移動式リチウムイオン蓄電池
- ウ 災害業務用自動車（地区配備）
- エ 救護員用空調服

(7) 救援物資の備蓄

○救援物資の備蓄状況（令和6年2月13日現在）

備蓄場所		毛 布	緊急セット	安眠セット	タオルケット
北信	長野市（長野県支部）	500	285	737	1,400
	中野市（中野市防災エリア）	1,000	120	499	0
中信	須坂市（須坂市老人福祉センター「永楽荘」）	560	0	150	0
	千曲市（千曲市ふれあい福祉センター）	710	216	795	0
中信	松本市（松本平広域公園）	2,040	2,118	2,844	1,290
	大町市（大町市常盤貝原）	1,570	1,500	465	0
中信	木曽町（木曽広域情報センター）	800	0	153	0
	池田町（池田町防災倉庫）	400	0	200	0
東信	東御市（東御市第二体育館）	500	0	0	0
	佐久市（佐久市老人福祉センター「長寿閣」）	827	120	400	0
東信	小海町（小海町旧松原保育所跡地）	700	420	940	0
	小海町（小海町総合センター）	500	330	510	0
南信	上田市（上田市立清明小学校児童クラブ）	300	0	150	0
	小諸市（小諸市総合体育館）	400	0	0	0
南信	軽井沢町（軽井沢風越公園総合体育館）	190	19	190	0
	辰野町（辰野町荒神山スポーツ公園）	272	0	0	0
南信	平谷村（平谷分署隣）	460	0	0	0
	駒ヶ根市（駒ヶ根市役所内防災備蓄倉庫）	762	174	190	0
南信	岡谷市（諏訪湖ハイツ駐車場防災倉庫）	200	0	100	0
	喬木村（喬木村帰牛原）	560	0	200	0
南信	天龍村（天龍村老人福祉センター）	500	0	240	0
	伊那市（伊那市防災倉庫）	1,400	590	390	0
南信	富士見町（富士見町防災ステーション）	508	0	300	100
	日赤地区分区事務局（79）	3,227	0	20	0
県内赤十字病院（6）・血液センター（1）		1,686	0	692	0
合 計		20,572	5,892	10,165	2,790



毛布(圧縮)



緊急セット



安眠セット

(8) 各種イベント・スポーツ大会等における臨時救護活動の実施

県内各地のイベントやスポーツ大会等への救護員等の派遣

(9) 義援金の受付

国内で発生した災害の被災者に対する義援金の受付

2

国際活動 -国際救援活動の推進-



世界各地で長期化する紛争または気候変動による災害が発生する中で、世界191の国や地域に広がる国際赤十字の一員として、緊急救援活動や途上国の支援活動に取り組んでいます。

令和6年度は、第3ブロックの支部と連携し、保健医療活動の提供や水・衛生環境を改善する「中東人道危機救援事業（レバノン）」、災害時の給水・衛生対応能力を強化する「給水・衛生災害対応キット支援（アジア・大洋州）」、保健

衛生・防災教育を支援する「地域保健強化（東アフリカ地域3カ国）」の3事業を支援するとともに、国際救援・開発協力要員の養成と派遣に努めます。

(1) 国際救援

- ア 海外の難民・災害被災者への救援活動及び救援金の受付
- イ 日本放送協会との共催による「NHK 海外たすけあい」募金活動の実施
- ウ 本社等との連携による安否調査の実施



NHK海外たすけあい募金

(2) 開発協力

- ア 第3ブロック支部との連携による「中東人道危機救援事業（レバノン）」、「給水・衛生災害対応キット支援事業（アジア・大洋州）」、「地域保健強化事業（東アフリカ地域3カ国）」への参加
- イ 国際救援・開発協力要員の養成、派遣



現地スタッフに心肺蘇生法を指導



小型給水キットの整備



3

赤十字奉仕団

-赤十字奉仕団の活性化と活動の推進-

赤十字奉仕団は、地域のニーズに沿った奉仕活動を展開する地域赤十字奉仕団をはじめ、専門的な知識や技術を活用する特殊赤十字奉仕団など、様々な分野で活躍しています。

令和6年度は、各奉仕団が特性を生かした活動ができるよう、地区分区や関係機関と連携しながら、支援していきます。また、奉仕団活動の情報共有及び活性化を図る交流の機会を設けるとともに、豊富な経験を有する人材を確保し、研修内容及び指導体制の拡充に取り組みます。



地域赤十字奉仕団

市町村単位で組織されている奉仕団

青年赤十字奉仕団

大学生・看護学生等で組織されている奉仕団

特殊赤十字奉仕団

救急法・水上安全法などの講習指導員や災害救護、音訳など専門技術をもった方々で組織されている奉仕団

(1) 地域に貢献する奉仕団活動の推進

- ア 地域の防災・減災に役立つ研修会等の開催
- イ 地域奉仕団同士の連携促進
- ウ 青年奉仕団の活動領域の拡大

(2) ボランティアの育成と支援

- ア ボランティアが中心となる研修指導体制の再構築
- イ 本社・第3ブロック研修会等への派遣
- ウ 会議・研修会の企画



特殊赤十字奉仕団による傷病者搬送
(第3ブロック支部合同災害救護訓練)



青年赤十字奉仕団によるクリスマスカード作成
(入院中の小児患者へのプレゼント)



地域赤十字奉仕団と学校の連携
(児童・生徒を対象とした防災教育)

(参考)

○主な会議・研修計画

主 催	会議・研修会名	時 期	場 所	参加者
地区 分区	地区分区別奉仕団総会	随時	各地区分区	地域奉仕団員
	地区分区別奉仕団研修会	随時	各地区分区	地域奉仕団員
支 部	県支部委員会常任委員会	4月、8月、3月	支部	県支部委員役員
	県支部委員会	4月	支部	県支部委員
	指導講師会議	5月、6月 8月、11月、3月	支部	指導講師
	地域奉仕団幹部研修会	6月～7月	県内 6ヵ所	地域奉仕団役員
	地域奉仕団防災啓発研修会	7月	支部	地域奉仕団員
	青年奉仕団県連絡協議会・交流会	3月	支部	青年奉仕団員
第 3 ブロック	県支部委員長会議	9月	長野県	県支部委員役員
	青年奉仕団代表者会議	6月	石川県	青年奉仕団代表者
本 社	奉仕団中央委員会	5月	本社	各県支部委員長
	青年赤十字奉仕団全国協議会	5月、2月	WEB	各県青年赤十字奉仕団全国協議会委員
	全国 JRC 贊助奉仕団協議会総会	7月	本社	各県青少年赤十字贊助奉仕団委員長
	全国 JRC 贊助奉仕団協議会役員会	7月、2月	本社	各県青少年赤十字贊助奉仕団協議会役員
	ボランティア・リーダー研修会	8月	本社	県支部委員役員 地域奉仕団代表者 青年奉仕団代表者
	赤十字 7 原則に関するセミナー (YABC 研修)	3月	本社	青年奉仕団員

4

青少年赤十字 -青少年赤十字活動の推進-



未来を担う児童・生徒が赤十字の精神に基づき、日常生活の中で「気づき」「考え」「実行する」という目標を掲げ、さまざまな活動に取り組んでいます。

令和6年度は、教育現場の事情やニーズに柔軟に対応していくため、青少年赤十字指導者協議会、青少年赤十字賛助奉仕団、教育行政機関等との連携を強化していきます。

また、国際理解を深めるため、広く世界を知る青少年の育成に取り組みます。

(1) 青少年赤十字活動の普及と活性化

- ア 青少年赤十字研究推進校との連携
- イ 教育行政機関や校長会での活動紹介
- ウ リーダーシップ・トレーニングセンターの開催
- エ 青少年赤十字メンバーの交流促進
- オ 加盟校における活動実績の共有

(2) 青少年赤十字指導者の養成

- ア 教育行政機関が主催する研修への講師派遣
- イ 本社が主催する指導者養成講習会への参加
- ウ 青少年赤十字指導者協議会研修会の開催
- エ 青少年赤十字賛助奉仕団と連携した指導者育成

(3) 青少年赤十字プログラムの普及

- ア 要望に応じた出前授業の実施
- イ 防災教育及び救急法講習の推進
- ウ 『青少年赤十字 SDGs実践プログラム』の導入
- エ 日赤教材の提供



リーダーシップ・トレーニングセンター



救急法講習



リーダーシップ・トレーニングセンター（略称：トレセン）

児童・生徒のリーダー養成を目的としたプログラムで、夏休みに実施する研修です。集団生活を通して、自主性と指導性を養い、学校や地域社会に貢献する青少年の育成を目指しています。



青少年赤十字防災教育プログラム

「まもるいのち ひろめるぼうさい」

将来起こる自然災害によってもたらされる被害や、失われるいのちを一人でも減らし、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ために、日本赤十字社が、教師や気象庁・文部科学省の協力のもとに作成した“現場すぐに使える防災教材”プログラムです。

発達段階(小・中・高別)に応じて、授業の展開の仕方、指導のポイント、必要時間数などが DVD 等で収録されており、未来を担う子どもたちが、危険から身を守る行動をとるための正しい知識を持ち、「気づき、考え、実行」という青少年赤十字の態度目標を重視しています。



ドローイング・チャレンジ



青少年赤十字防災教育プログラム

「ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん！」

いつどこで災害が起こってもおかしくない日本では、4歳の幼児であっても被害を回避する方法を把握しておくことが大切であることから、日本赤十字社が幼稚園・保育所の子どもたちを対象に作成した教材プログラムです。

災害のテーマ別(地震、津波、風水害、雪害)に遊びや生活に必要な情報を取り入れ、楽しみながら、危険(場所、行動)や自分の身を守るために必要な基本的な知識や判断力を育み、災害時の避難行動等を身に付けてもらうことを目的としています。



地震(自分の身を守る)

(参考) 主な会議・研修計画

主 催	会議・研修会名	時 期	場 所	参 加 者
支 部	JRC 指導者協議会総会	5 月	支部	指導者協議会等教職員 賛助奉仕団員
	JRC トレセンスタッフ会議	7 月	支部	指導者協議会等教職員 賛助奉仕団員
	小・中・高等学校 リーダーシップ・トレーニングセンター	8 月	支部	JRC メンバー 指導者協議会等教職員 賛助奉仕団員
	JRC 指導者協議会役員会	11 月	支部	指導者協議会等教職員 賛助奉仕団員
	JRC 指導者協議会研修会	2 月	支部	指導者協議会等教職員 賛助奉仕団員
第 3 ブロック	JRC 指導者協議会長会議	6 月	岐阜県	各県協議会長
本 社	JRC トレセン指導者養成講習会	5 月	本社	指導者協議会等教職員
	JRC 全国指導者協議会総会・研修会	6 月	本社	各県協議会長
	JRC 中央講習会	11 月	東京都	青少年赤十字指導者
	指導主事対象 JRC 研究会	2 月	本社	各県教育委員会 指導主事
	JRC スタディ・センター	3 月	山梨県	各県 JRC メンバー

※ JRC = Junior Red Cross 青少年赤十字の略語



5

救急法などの講習

-救急法等各種講習の普及-



健康で安全な毎日を送っていただけるよう、赤十字の基本原則「人道」を具現化した救急法などの各種講習を開催しています。

超少子高齢化が進む中、一人でも多くの方に講習に参加いただけるよう、令和6年度は、各種赤十字講習で習得いただける知識や技術等を広く一般に周知を図り、地区分区やボランティアのご協力のもと、地域や受講者のニーズに応じた講習を県内各地で開催します。

また、動画等の視聴覚教材を効果的に用いた指導員対象の研修を実施し、指導員の知識・技術及び指導スキルの向上に努めます。

(1) 赤十字講習会の開催

- ア 個人を対象とした支部主催の講習会
- イ 赤十字奉仕団員、青少年赤十字メンバーを対象とした講習会
- ウ 企業・団体を対象とした講習会
- エ 若年層(児童・生徒)を対象とした講習会



青少年赤十字メンバー対象の救急法講習
(長野県支部)

(2) 講習指導員の養成・指導

- ア 各講習指導員研修の実施
- イ 指導員資格継続適性審査の実施



水上安全法救助員 I 養成講習
(長野市アクアウイング)

(3) 「健康・安全」思想の普及啓発

- ア 企業・団体を対象にした受講証の交付
- イ 防災・減災関連イベント等を活用した講習普及

(参考)

○講習種別等

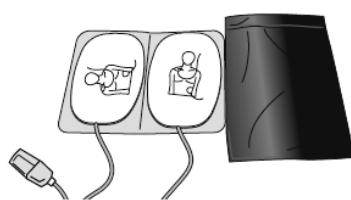
講習区分	講習名	講習内容	講習時間
救急法	基礎講習	傷病者の観察の仕方及び一次救命処置（心肺蘇生法、AED を用いた除細動、気道異物除去法）等、救急法の基礎	4 時間
	救急員養成講習	急病の手当、けがの手当（止血法、包帯法、固定法）、搬送及び救護	10 時間
	短期講習	基礎講習及び救急員養成講習の内容の一部を選択	2 時間程度
水上安全法	救助員Ⅰ養成講習	水の事故防止、泳ぎの基本と自己保全、事故者の救助及び応急手当	14 時間
	救助員Ⅱ養成講習	海、河川及び湖沼での事故防止、泳ぎの基本と自己保全、事故者の救助及び応急手当	12 時間
	短期講習	救助員Ⅰ養成講習及び救助員Ⅱ養成講習の内容の一部を選択	2 時間程度
健康生活支援講習	支援員養成講習	高齢期の健康と安全、自立した生活を続けるために、地域における支援活動	9 時間
	災害時高齢者生活支援講習	災害時における高齢者を守るためにの知識及び支援技術	2 時間
	短期講習	支援員養成講習の内容の一部を選択	2 時間程度
幼児安全法	支援員養成講習	こどもに起こりやすい事故の予防と手当及びこどもの病気への対応	12 時間
	短期講習	支援員養成講習の内容の一部を選択	2 時間程度



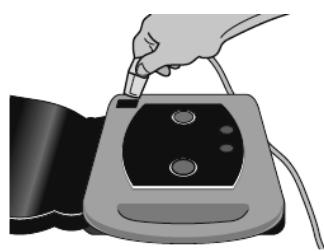
AED（自動体外式除細動器）

心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動等を正常な状態に戻すため、心電図解析や電気ショックを与える器械のことです。

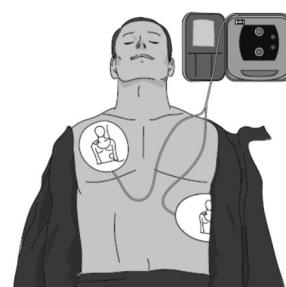
心室細動を正常な状態に戻す電気ショックの実施が1分遅れるごとに、生存退院率は7～10%ずつ低下するといわれています。



電極パッド



AED（自動体外式除細動器）



日赤活動資金の募集

-支援者の拡大・活動資金の確保と広報活動の推進-



超少子高齢化による人口構造の変化、多様化する価値観や地域コミュニティが変容している状況においても、“人間のいのちと健康・尊厳を守る”赤十字活動が安定的に継続できるよう、地区分区と連携し、自治会や赤十字奉仕団員など地域の皆様にご協力をいただきながら、新たな支援者と日赤活動資金の確保に努めます。

また、多くの県民の皆様に赤十字活動のご理解を深めていただくための説明、ご支援に対するお礼及び活動報告にかかる広報の充実に努めます。

(1) 支援者の拡大と活動資金の確保

- ア 地区分区、自治会及び地域赤十字奉仕団と連携した日赤活動資金募集活動の展開・新規支援者の確保の強化・効果的な広報推進
- イ 法人及び個人へのダイレクトメール(DM)や法人への訪問
- ウ 口座振替・クレジットカード決済など利便性が高い活動資金募集の推進
- エ 長野県司法書士会との共同による相続・遺言セミナーの開催
- オ 商工会議所など経済団体と連携した法人勧奨



(日赤活動資金を活用し、さまざまな方々を支援します。)

(2) 地区分区担当者と支部職員の連携強化

- ア 地区分区新任事務担当者研修会の開催(WEB 形式)
- イ 地区分区事務担当者会議の開催
- ウ 地区分区事務担当課長会議の開催
- エ 地区分区への訪問による状況の把握と法人訪問にかかる協力依頼
- オ 地区分区が開催する活動資金募集会議への出席
- カ 地区分区交付金の運用と適正管理
- キ 支部ホームページの地区分区専用サイトの活用

(4) 赤十字広報強化期間と広報活動の展開

- ア 全戸配布チラシの作製及び配布
- イ 地区分区と協力した広報の展開
- ウ マスメディア等を活用した広報活動
- エ 長野マラソン大会や地域イベントでの広報活動

(5) 長野県赤十字歴史資料館の活用及びPR

- ア 広報奉仕団による史料の説明
- イ 支部ホームページ等による歴史資料館のPR



長野県赤十字歴史資料館



広報奉仕団による歴史資料館の案内

(6) 令和6年度 日赤活動資金募集目標額

日赤活動資金については、世界中で直面する人道危機や頻発する自然災害などに對し、継続的に赤十字活動が展開できる必要な財源の確保を目指し、募集目標額を2億8,000万円といたします。(前年度比△20,000千円)

① 日赤活動資金募集目標額の構成比及び内訳

全体(100%) 280,000 千円	一般(94%) 263,200 千円	世帯割 (80%) 52,640 千円
	法人(6%) 16,800 千円	法 人 税 割 16,800 千円

② 地区分別の目標額算出方法

地区区分別の目標額については、次の数値により算出(按分)した後、直近3年間の平均値(令和4~6年度)としています。

ア 世帯 (世帯数 - 被保護世帯数)

世帯数 【「長野県の人口と世帯数」(R5.10.1 現在)】

被保護世帯数 【「市町村別保護世帯数の状況(R5.10.31 現在)】

イ 県民税額 【「令和5年度個人の県民税課税状況市町村別内訳書」】

ウ 法人税額 【「令和5年度普通交付税市町村民税法人税割基準税額算出表」】

(参考) n 年度の目標額 = $\frac{\{(n\text{年度の算出額}) + (n-1\text{年度の目標額}) + (n-2\text{年度の目標額})\}}{3}$

○地区分区別の活動資金募集目標額

(単位:千円)

地区分区名	令和6年度 目標額	令和5年度 目標額	対前年度 増減額	令和6年度 地区分区交付金 予定額
長野市	54,018	57,324	△ 3,306	9,723
松本市	35,714	38,360	△ 2,646	6,429
上田市	21,249	22,852	△ 1,603	3,825
岡谷市	6,366	6,963	△ 597	1,146
飯田市	12,787	14,104	△ 1,317	2,302
諏訪市	7,231	7,695	△ 464	1,302
須坂市	6,465	6,873	△ 408	1,164
小諸市	5,858	5,961	△ 103	1,054
伊那市	9,064	9,820	△ 756	1,632
駒ヶ根市	4,443	4,772	△ 329	800
中野市	5,543	5,706	△ 163	998
大町市	3,459	3,790	△ 331	623
飯山市	2,341	2,514	△ 173	421
茅野市	7,951	8,410	△ 459	1,431
塩尻市	9,355	9,920	△ 565	1,684
佐久市	13,292	14,166	△ 874	2,393
千曲市	7,215	7,871	△ 656	1,299
東御市	3,676	3,924	△ 248	662
安曇野市	12,044	13,170	△ 1,126	2,168
市地区計	228,071	244,195	△ 16,124	41,053
小海町	576	618	△ 42	104
佐久穂町	1,218	1,320	△ 102	219
川上村	483	497	△ 14	87
南牧村	381	395	△ 14	69
南相木村	125	138	△ 13	23
北相木村	95	103	△ 8	17

令和6年度 事業計画 | 日赤活動資金の募集

地区分区名	令和6年度 目標額	令和5年度 目標額	対前年度 増減額	令和6年度 地区分区交付金 予定額
軽井沢町	3,444	3,613	△ 169	620
御代田町	2,261	2,452	△ 191	407
立科町	812	897	△ 85	146
長和町	698	757	△ 59	126
青木村	483	513	△ 30	87
下諏訪町	2,561	2,761	△ 200	461
富士見町	1,863	1,964	△ 101	335
原村	1,015	1,068	△ 53	183
辰野町	2,350	2,610	△ 260	423
箕輪町	3,367	3,573	△ 206	606
飯島町	1,127	1,217	△ 90	203
南箕輪村	2,283	2,403	△ 120	411
中川村	536	582	△ 46	96
宮田村	1,166	1,218	△ 52	210
松川町	1,467	1,572	△ 105	264
高森町	1,478	1,570	△ 92	266
阿南町	455	490	△ 35	82
阿智村	679	717	△ 38	122
平谷村	57	62	△ 5	10
根羽村	115	125	△ 10	21
下條村	362	398	△ 36	65
壳木村	74	79	△ 5	13
天龍村	157	171	△ 14	28
泰阜村	179	198	△ 19	32
喬木村	635	685	△ 50	114
豊丘村	724	767	△ 43	130
大鹿村	147	149	△ 2	26

地区分区名	令和6年度 目標額	令和5年度 目標額	対前年度 増減額	令和6年度 地区分区交付金 予定額
上松町	556	615	△ 59	100
南木曾町	493	532	△ 39	89
木曾町	1,443	1,601	△ 158	260
木祖村	313	344	△ 31	56
王滝村	110	119	△ 9	20
大桑村	448	500	△ 52	81
麻績村	280	315	△ 35	50
生坂村	202	214	△ 12	36
山形村	1,035	1,091	△ 56	186
朝日村	479	522	△ 43	86
筑北村	513	548	△ 35	92
池田町	1,129	1,227	△ 98	203
松川村	1,150	1,235	△ 85	207
白馬村	1,131	1,222	△ 91	204
小谷村	349	371	△ 22	63
坂城町	2,027	2,259	△ 232	365
小布施町	1,251	1,325	△ 74	225
高山村	813	848	△ 35	146
山之内町	1,337	1,451	△ 114	241
木島平村	479	521	△ 42	86
野沢温泉村	354	392	△ 38	64
栄村	199	219	△ 20	36
信濃町	972	1,034	△ 62	175
飯綱町	1,204	1,303	△ 99	217
小川村	289	315	△ 26	52
町村分区計	51,929	55,805	△ 3,876	9,347
地区分区合計	280,000	300,000	△ 20,000	50,400



7

医療事業



地域に安心で安全な質の高い医療を提供するため、医療安全対策、感染管理対策、医療倫理実践や高度先進医療の推進等に取り組むとともに、災害発生後であっても、最低限必要な医療活動が継続できるように、災害を想定した BCP（事業継続計画）を整備し、訓練等により医療体制の充実に努めます。

また、赤十字病院グループが有する各種データの連携・活用や相互支援を通じて期待される役割を果たしていきます。

(1) 地域に選ばれる病院づくり

地域における医療ニーズを把握し、医療の質の向上を目指します。

(2) 経営の健全化と運営体制の強化

- ア 経営基盤の強化
- イ 医師・看護師の育成と確保
- ウ 病院運営審議会等の開催による関係市町村との連携強化
- エ 地域医療構想の議論等を踏まえた医療提供体制の推進
- オ 支援病院、重点支援病院からの脱却を目指した経営健全化計画の推進
- カ 本社主導の三様監査体制による監査の実施
- キ 長野赤十字病院 新病院建設に向けた基本設計・実施設計の着手
- ク 諏訪赤十字病院 電子カルテシステム・中央監視装置の更新
- ケ 安曇野赤十字病院 MRIの更新
- コ 下伊那赤十字病院 電子カルテシステムの導入
- サ 赤十字病院グループ内の連携体制の強化

(3) 安全・安心な医療提供体制の構築

- ア 地域包括ケアシステムに貢献できる看護師の育成
- イ 医療安全を図るための研修の推進
- ウ 院内感染の防止及び感染症パンデミック(広域的流行)発生時の体制強化

(4) 赤十字病院の特色発揮と機能強化

- ア 災害救護を実施するための医療救護体制の充実及び資機材整備、BCP
(事業継続計画)に基づく各種訓練・研修の実施
- イ 地域住民と交流を深めるための行事の開催、地域イベントへの積極的な参加



千曲川氾濫を想定した止水板設置訓練
(飯山赤十字病院)



介護医療院でのレクリエーション
(下伊那赤十字病院)

○各赤十字病院の病床数（令和6年4月予定）

(単位:床)

施設名	一般	精神	療養	計	介護医療院
長野赤十字病院	635	45	0	680	0
諏訪赤十字病院	425	30	0	455	0
安曇野赤十字病院	316	0	0	316	0
飯山赤十字病院	244	0	44	288	0
下伊那赤十字病院	66	0	6	72	※34
川西赤十字病院	51	0	33	84	0
計	1,737	75	83	1,895	34

※令和3年10月、介護医療院を開設し、療養病床の34床を介護医療院へ転換しました。



脳神経外科分野における手術
(諏訪赤十字病院)



血管内治療センターでの施術
(安曇野赤十字病院)



8 看護師養成



諏訪赤十字看護専門学校では、赤十字の理念を基調とした高い看護実践力を備え、保健医療や国内外の医療救護活動など、広く社会に貢献できる質の高い赤十字看護師を養成します。

また、日本赤十字豊田看護大学の支部長推薦制度を活用し、より高度な知識と技術を身に付ける看護師の確保に努めます。令和6年度は同看護大学の卒業生3人が県内の赤十字病院に就職する予定です。

○諏訪赤十字看護専門学校の在校生（令和6年2月13日現在）

1学年	2学年	3学年	合計(人)
31	30	27	88



生活援助技術の演習



多数傷病者の救護を想定した災害救護演習

○日本赤十字豊田看護大学の在学生（令和6年2月13日現在）

1学年	2学年	3学年	4学年	合計(人)
2	5	6	3	16

※長野県支部長推薦制度により入学した在学生数



9

血液事業



広域事業運営体制における地域血液センターとして、効率的な事業運営に努めながら、献血者のご理解とご協力のもと、医療機関へ安全な血液製剤を24時間体制で安定的に供給できる体制を整えるとともに、将来にわたり必要な血液量が確保できるよう、若年層を対象とする献血活動を推進していきます。

(1) 血液製剤の安定確保

- ア 自県民献血率の向上
- イ 需要に応じた献血確保
- ウ 10代・20代・30代の献血率の向上(若年層献血率の向上)
- エ 献血予約制の推進及び予約献血率の向上

(2) 血液製剤の安定供給

- ア 原料血漿の確保
- イ 医療機関からの情報収集及び事業改善への反映
- ウ 血液製剤定時便配達率の向上

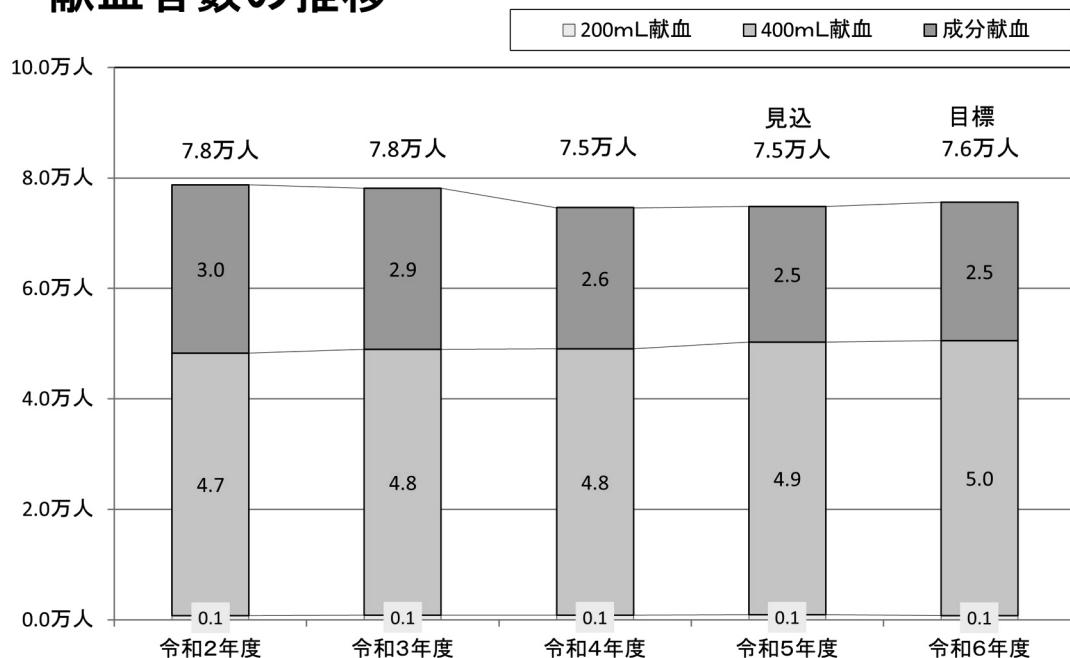
(3) 日常業務及び災害時の危機管理対策の強化

研修や訓練を通じた危機管理及び事故の未然防止に必要な職員の能力向上・障害事例や事故の防止と低減を図る

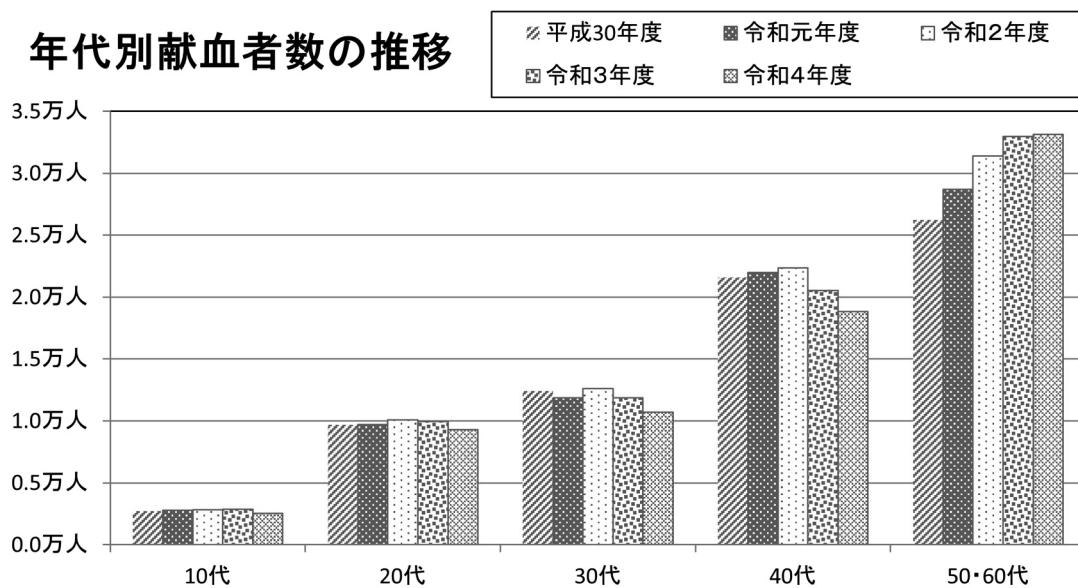


献血への協力を呼び掛ける高校生ボランティア

献血者数の推移



年代別献血者数の推移



広域事業運営体制

広域事業運営体制とは、各都道府県の血液センター単位による事業運営体制から、全国7つのブロックを単位とする広域的な事業運営体制へ移行し、血液製剤のさらなる「安全性の向上」と「安定供給の確保」及び国民に信頼される効率的で持続可能な事業運営体制の確立を目的として平成24年度から導入されたもので、長野県赤十字血液センターは関東甲信越ブロック血液センターに所属しています。

【運営体制の概要】

- ① 広域需給管理（都道府県の枠を越えて、ブロック単位で広域的に血液の需要と供給のバランスを調整する）
- ② 事業運営のブロック化と資金の一元管理（広域需給管理の事業単位に合わせ、事業運営単位を広域化し、血液センターが保有する資金を一元管理する）



10

社会福祉事業



松本赤十字乳児院では、24 時間 365 日の専門的養育機能を活かし、家庭で養育することが困難な乳幼児をお預かりして養育するとともに、児童相談所や市町村と協働して、地域の育児相談や親子交流事業、里親支援事業などを推進します。

(1) 松本赤十字乳児院

- ① 保育士や看護師などの専門スタッフが、様々な事情により家庭で養育することが困難な乳幼児を 24 時間体制で養育します。
 - ア 乳幼児（入所定員 15 名）の養育
子どもたちの最善の利益を守り、健やかな心身の成長を支援します。
 - イ 家庭的な養育を目的とした小規模グループケアの運営
小規模グループケア（3ユニット）により、家庭的な生活環境で養育します。



家庭的な養育環境（小規模グループケア）

② 乳児院が持つ専門性を活かし、松本児童相談所や市町村と協働して地域の家庭における子どもの養育を支援します。

ア ショートステイ（随時：1泊2日～7日以内）

一時的にお子さんのお世話をできない時に、宿泊によりお預かりします。

イ 育児相談（随時）

専門スタッフが育児に関する不安や悩みをお受けします。（電話/来院）

ウ マタニティ教室（随時）

出産を迎える母親・父親のための育児体験学習を開催します。

エ わくポケ親子広場（年4回）

楽しいイベントを通じて地域の未就園児を持つ家庭が交流します。

オ 子育て支援講座

子育てについて学びながら、日頃の思いや悩みを参加者同士で語り合います。

カ 養育支援訪問事業

子育てに支援を必要としている家庭を訪問し、育児相談をお受けします。

キ 日中一時預かり事業

昼間、一時的にお子さんを預けたい家庭を支援する事業を推進します。

③ 実親による養育が困難な子どもが、家庭と同様の環境で養育されるよう、里親支援事業に取り組みます。

ア 養育里親の育成

児童相談所や市と連携し、養育里親を育成します。

イ 里親支援センターの設置・運営

里親制度等の普及促進・リクルート業務、里親研修・トレーニング等業務、里親委託及び委託後の支援まで一貫した体制で継続的・包括的に支援を行う里親支援センター（第2種社会福祉事業）の設置を推進します。



赤十字の使命を果たしていくための
目指す姿・行動指針・長期戦略を取り
まとめた「日本赤十字社長期ビジョン」
の達成に向けた組織基盤の強化に努めま
す。

また、人材育成・能力開発の充実を
図り、信頼される事業実施体制の構築に
努めます。

(1) 評議員会

県内の19市地区をはじめ、各郡地区及び関係団体から選出された40名の評議員をもって組織し、年2回開催しています。予算・決算や重要な業務について審議し、支部長の諮問に答えるほか、支部長、副支部長及び監査委員等の選出にもあたります。

(2) 郡市地区及び町村分区事務担当課長会議

翌年度の県内各地域における赤十字事業を実施していくための事業計画(案)及び予算(案)を協議するため、年1回開催しています。

(3) 職員の人材育成

一般的な業務遂行能力の向上と赤十字の使命・原則など基礎的かつ普遍的な知識を習得するための新規採用職員や階層別研修をはじめ、救護や看護に関する専門的な知識・技術に特化した研修等を実施し、職場内研修(OJT)の各事業や職種を越え、共通の目的、方向性を認識して行動できる人材を育成します。

(4) 監査委員監査

評議員会で選出された監査委員により、支部及び施設の業務管理及び執行並びに会計監査を実施しています。監査委員の指摘を踏まえ、会員や寄付者、ボランティア等、赤十字支援者の期待に応えていくとともに、安定的な経営基盤の強化に努めます。

12. 令和6年度 一般会計歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

	科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年度差引増減額	主な増減理由
2 支部収入		329, 881	343, 885	△ 14, 004	
1 活動資金収入		298, 400	323, 800	△ 25, 400	
一般活動資金		272, 800	295, 000	△ 22, 200	支部及び地区分区扱いの一般活動資金収入の減
法人活動資金		25, 600	28, 800	△ 3, 200	支部扱いの法人活動資金収入の減
					【内訳】
					地区分区 280, 000 支部 6, 100 施設 12, 300
3 補助金及び交付金収入		2, 510	2, 495	15	
管理経費調整交付金収入		876	876	0	
その他本社交付金収入		1, 634	1, 619	15	IT保守費用及び外部監査費用にかかる本社交付金の増
9 資産収入		6, 027	6, 056	△ 29	
地代収入		6, 027	6, 056	△ 29	電柱敷地等敷地料の減
10 雑収入		9, 354	7, 904	1, 450	
講習会等負担金収入		8, 285	7, 314	971	講習主催者負担金及び教本代収入の増
青少年赤十字等行事参加負担金収入		80	140	△ 60	JRCトレーニングセンター参加者負担金収入の減
雑収入		989	450	539	出向職員にかかる退職及び年金費用（出向先施設負担分）の増
11 前年度繰越金		13, 590	3, 630	9, 960	
前年度繰越金		13, 590	3, 630	9, 960	

歳 出

(単位:千円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年度差引増減額	主な増減理由
2 支部費	329,881	343,885	△ 14,004	
1 災害救護事業費	33,537	38,855	△ 5,318	
災害救護指導事業費	21,343	19,244	2,099	救護業務管理費の増
災害救護装備費	4,107	11,124	△ 7,017	救護装備の整備品目変更による減
非常災害救援物資整備費	3,000	2,400	600	救援物資の整備品目変更による増
救護看護師指導養成費	5,087	6,087	△ 1,000	看護専門学校養成経費負担金の減
2 社会活動費	81,280	89,711	△ 8,431	
救急法等普及費	26,091	33,417	△ 7,326	救急法大会費及び救急法指導管理費の減
奉仕団活動費	29,042	28,543	499	会議・研修会費及び奉仕団活動管理費の増
青少年赤十字活動費	7,883	9,027	△ 1,144	JRCトレーニングセンター費及び青少年赤十字活動管理費の減
社会福祉活動費	50	351	△ 301	にこにこ赤十字健康教室費の減
医療事業費	10,920	11,057	△ 137	医療事業管理費の減
血液事業費	7,294	7,316	△ 22	血液事業管理費の減
3 国際活動費	2,100	2,135	△ 35	
国際救援事業費	1,470	1,470	0	
国際開発協力事業費	630	630	0	
国際活動諸費	0	35	△ 35	Web開催による研修費の減
4 指定事業地方振興費	1,600	2,100	△ 500	
災害救護設備整備費	1,600	2,100	△ 500	災害救護設備の整備品目変更による減
5 地区分交付金支出	51,400	55,000	△ 3,600	
事務費交付金支出	23,400	25,000	△ 1,600	地区分区における活動資金収入の減少に伴う交付金の減
事業費交付金支出	28,000	30,000	△ 2,000	地区分区における活動資金収入の減少に伴う交付金の減

(単位:千円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年度差引増減額	主な増減理由
6 社業振興費	31,728	31,583	145	
社業振興費	18,306	16,602	1,704	社資募集資材整備費の増
広報活動費	13,422	14,981	△ 1,559	全戸配布チラシ整備費の減
7 基盤整備交付金・補助金支出	10,455	10,200	255	
医療施設基盤整備交付金支出	10,455	10,200	255	医療施設に対する寄付金の増加に伴う交付金の増(個人住民税控除適用寄付金を除く)
10 積立金支出	23,530	18,187	5,343	
災害等資金積立金支出	5,000	5,000	0	
施設整備準備資金積立金支出	10,000	5,000	5,000	本社ガイドラインに基づき施設整備準備資金積立額の増
退職給与資金特別会計積立金支出	8,530	8,187	343	退職給与資金積立額の増
12 総務管理費	42,969	43,247	△ 278	
評議員会等諸費	840	780	60	評議員旅費の増
総務管理費	41,536	41,831	△ 295	印刷費の減
監査費	593	636	△ 43	外部監査費の減
13 資産取得及び資産管理費	4,437	3,022	1,415	
修繕費	1,887	500	1,387	歴史資料館改修工事費の増
損害保険料	594	566	28	自動車任意保険料の増
管理諸費	1,956	1,956	0	
14 本社送納金支出	43,845	46,845	△ 3,000	
本社送納金支出	43,845	46,845	△ 3,000	活動資金収入の減少に伴う減(指定事業寄付金を除く活動資金実績の15%)
15 予備費	3,000	3,000	0	
予備費	3,000	3,000	0	

赤十字施設一覧表

(本社及び県内各施設)

日本赤十字社	〒105-8521 東京都港区芝大門 1-1-3 TEL (03)3438-1311 (代) E-Mail info@jrc.or.jp
日本赤十字社長野県支部 (長野県赤十字歴史資料館)	〒380-0836 長野市南県町 1074 TEL (026)226-2073 FAX (026)223-4181 E-Mail info@nagano.jrc.or.jp
長野赤十字病院	〒380-8582 長野市若里 5-22-1 TEL (026)226-4131 (代)
諏訪赤十字病院	〒392-8510 諏訪市湖岸通り 5-11-50 TEL (0266)52-6111 ~ 5
安曇野赤十字病院	〒399-8292 安曇野市豊科 5685 TEL (0263)72-3170
飯山赤十字病院	〒389-2295 飯山市飯山 226-1 TEL (0269)62-4195 ~ 7
下伊那赤十字病院	〒399-3303 下伊那郡松川町元大島 3159-1 TEL (0265)36-2255
川西赤十字病院	〒384-2292 佐久市望月 318 TEL (0267)53-3011 ~ 2
諏訪赤十字看護専門学校	〒392-0024 諏訪市小和田 23-27 TEL (0266)57-3275 内線 710
長野県赤十字血液センター	〒381-2214 長野市稻里町田牧 1288-1 TEL (026)214-8070
長野県赤十字血液センター 間御所出張所(長野献血ルーム)	〒380-0834 長野市間御所 1271-3 (トイゴウェスト 2F) TEL (026)219-2480
長野県赤十字血液センター 松本事業所	〒390-0852 松本市大字島立 2174-1 TEL (0263)88-2650 (0263)87-7321 (供給専用)
長野県赤十字血液センター 松本公園通り出張所	〒390-0811 松本市中央 1-8-11 (セントラル松本中央ビル 2F) TEL (0263)37-1600
松本赤十字乳児院	〒390-0803 松本市元町 3-8-10 TEL (0263)31-5203 (0263)34-2151 (テレフォン育児相談 専用) (0263)31-5206 (里親支援 専用)

長野県赤十字歴史資料館

—赤十字の歴史 今に伝える—

長野県赤十字歴史資料館は、明治32(1899)年に建築された支部旧事務所の一部を保存・改修したもので、建築学的にも大変貴重な建物です。

館内には、赤十字思想の普及に使用された「赤十字幻燈(明治24年)」や戦地・病院船で活動する救護員の写真・制服をはじめ、明治32年に伊藤博文侯が長野を視察した際に書いた直筆の漢詩など、全国的にも極めて貴重な資料を展示し、一般に公開しています。



○開館時間／平日 午前9時～午後5時

○入館要予約／TEL.026-226-2073

○所在地／日本赤十字社長野県支部内

*長野県赤十字広報奉仕団の案内ボランティアがご案内します。

赤十字講習会のご案内

日本赤十字社では、健康で安全な生活を送っていただくために、暮らしに役立つ様々な講習会を行っています。

救急法

日常生活における事故防止、手当の基本、人工呼吸や胸骨圧迫の方法、AEDを用いた除細動、止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得など



水上安全法

水と親しみ、水の事故から人命を守るため、泳ぎの基本と自己保全、事故防止、溺れた人の救助、応急手当の方法など



幼児安全法

こどもを大切に育てるために、乳・幼児期に起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気と発熱・けいれんなどの症状に対する手当など



健康生活支援

誰もが迎える高齢期を、すこやかに迎えるために必要な健康増進の知識や高齢者の支援・自立に向け役立つ介護技術など



ご希望の日時・会場に指導員を派遣いたします。

開催については、各市町村の赤十字窓口または、日本赤十字社長野県支部にお申し込みください。
(グループや職場のお仲間でもお申し込みいただけます。開催2ヶ月前を目安にお申し込みください。)

〈お問い合わせ・詳細については〉

日本赤十字社長野県支部

TEL.026-226-2073 又は、[ホームページ](#)までお願いします。